

習志野市子どもの読書活動推進計画

(平成31(2019)年度～2025年度)

～全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくり～



平成31(2019)年 3月

習志野市教育委員会

※令和5年3月一部修正

「習志野市子どもの読書活動推進計画の策定にあたって」

子ども時代の読書は、子どもたち一人ひとりの知的・情緒的・精神的発達の上で、非常に大きな役割を果たし、子どもが心身ともに健やかに成長していくために欠かせないものがあります。

近年、インターネットやスマートフォン等の新たな情報通信手段が急速に普及し、子どもたちの生活環境や情報環境も、テレビの他、携帯ゲーム機やパソコン、スマートフォンなど、新しいメディアの登場により、急速に変化、多様化しております。また、年齢が上がるに従い、読書時間が減少していく傾向にあります。

そこで、全ての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、社会の変化に対応した読書環境を整備するため、この度、「習志野市子どもの読書活動推進計画」を策定いたしました。

本計画では、「全ての子どもが読書の楽しさを知り、生きる力を育む読書環境づくり」を基本目標に掲げ、子どもの生活の場である家庭・学校・地域等で読書環境を整備するとともに、そこにいる大人が子どもの読書活動への理解を深め、子ども一人ひとりの発達や読書経験に応じた取り組みを進めてまいります。

「物事は好きになることが上達(進展)の近道」であります。本市の市歌の歌詞にある「好きですふるさと 習志野」の実現のため、本市に関わる全ての方に「習志野教育」の良さを知ってもらい、それを広める教育施策が必要となります。

本市の子どもの読書活動の推進におきましても、教育・福祉・保健関係者をはじめ、保護者や地域など、あらゆる方々と連携、協力し、子ども一人ひとりのニーズに応え、子どもに読書を好きになってもらうことができるよう、全力で取り組んでまいります。

習志野市教育委員会教育長 **小熊 隆**

目 次

目 次	2
第1章 計画策定の背景	3
1 子どもの読書活動を推進する意義	3
2 国・千葉県の動向	3
3 本市のこれまでの取組と課題	4
第2章 計画の基本的な考え方	5
1 計画の対象	5
2 計画の期間	5
3 計画の位置づけ	5
4 計画の推進	6
5 基本目標	7
6 基本方針	7
7 計画の目標値	8
第3章 計画の実現に向けた取組	9
基本方針Ⅰ 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	12
1 家庭における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	12
2 地域における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	13
3 学校・園等における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	14
4 図書館における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	15
基本方針Ⅱ 地域や学校等における読書環境の充実	17
1 家庭における読書環境の充実	17
2 地域における読書環境の充実	17
3 学校・園における読書環境の充実	18
4 図書館における読書環境の充実	20
基本方針Ⅲ 子どもの読書活動への理解や関心の普及	21
1 家庭・地域における子どもの読書活動への理解や関心の普及	21
2 学校・園における子どもの読書活動への理解や関心の普及	21
3 図書館における子どもの読書活動への理解や関心の普及	22
基本方針Ⅳ 読書活動の推進体制の整備	23
1 子どもの読書活動推進体制の整備	23
2 子どもの読書に係る人材の育成	23
3 資料物流システムの整備	23
【参考資料】	24
1 子どもの読書活動の推進に関する法律	23
2 習志野市子どもの読書活動推進計画検討委員会設置要領	23
3 子どもの読書活動 関係施設一覧	23
4 計画の目標値(7ページ)「未就学児の目標値設定」における保護者向けアンケート	32

第1章 計画策定の背景

1 子どもの読書活動を推進する意義

子ども時代の読書は、教養・娯楽・情報収集といった大人の読書とは異なり、子ども一人ひとりの知的・情緒的・精神的発達のうえで非常に大きな役割を果たし、子どもが心身ともに健やかに成長していくために欠かせないものです。著名な児童文学者のリリアン・H・スミス^①は「すぐれた子どもの本は、それを楽しんで読む子どもたちに、非常時用の錨を荒い波風におろすような安定力を与える」と述べています。

近年、インターネットやスマートフォン等の新たな情報通信手段が急速に普及し、デジタル化された情報が社会に多く氾濫する中、生活環境の変化や価値観の多様化等による、「読書離れ」、「活字離れ」が懸念されています。

子どもたちの生活環境や情報環境も、テレビの他、携帯ゲーム機やパソコン、スマートフォンなど、新しいメディアの登場により、急速に変化、多様化しています。

また、子どもたちも年齢が上がるに従い読書時間が減少していく傾向にあり、特に高校生の不読率^②の高さは課題となっています。

子どもは、読書活動^③を通して「言葉を学び」、「感性を磨き」、「表現力を高め」、「創造力を豊かなものにし」、人生をより深く生きる力を身に付けていくものです。

そこで、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、社会の変化に対応した読書環境を整備することが重要です。

2 国・千葉県の動向

(1) 国の動向

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、子どもの読書活動の推進に関する基本理念を定め、子どもの読書活動の推進に関する国及び地方公共団体の責務等を明記し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進することとしております。

この法律に基づき、平成14年8月に「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」(第一次)を策定、平成30年4月には「第四次計画」を策定しました。

また、文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを目的に、平成17年7月に「文字・活字文化振興法」を制定し、すべての国民が豊かな文字・活字文化の恵沢(けいたく)を享受できる環境を整備すること、学校教育においては、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力の涵養(かんよう)に充分配慮すること等が規定されました。

(2) 千葉県の動向

「子どもの読書活動の推進に関する法律」を受け、平成15年3月に「千葉県子どもの読書活動推進計画」を策定し、その後、平成22年3月に第二次計画、平成27年3月に「子どもと本をつなぐ・子どもの本でつながる読書県『ちば』の推進」を基本理念とする第三次計画を策定しました。

^① リリアン・スミス：アメリカの児童文学者、小説家（1887－1982）。引用は「児童文学論」（岩波書店 2016 年刊より）

^② 不読率：1 か月に 1 冊も本を読まない子どもの割合

^③ 読書活動：個人が本を読むため、また、読書の内容を豊かにするための様々な活動

3 本市のこれまでの取組と課題

本市では、平成16年4月に「習志野市読書活動推進計画」を策定し、その中で、子どもの読書活動の推進に取り組んでまいりました。

(主な取組)

- ・出生届時に特別にデザインした誕生記念図書館カードの配布
- ・4か月健康相談時に絵本やコットンバックを配布するブックスタート事業
- ・公民館や図書館での読み聞かせやおはなし会の開催
- ・各カリキュラムを見通した学校図書館全体計画の策定
- ・図書委員会の活動を中心とした、本の紹介や読み聞かせ、読書月間の設定など、読書意欲を高めるための取組
- ・市内小中学校への司書^④教諭、学校司書の配置
- ・保育所や幼稚園、こども園内への絵本コーナーや絵本の部屋などの設置

これらの取組により、文部科学省が実施している「全国学力・学習状況調査」において、「読書が好きな子どもの割合」が、2017年度において、本市は小学6年生が80.7%、中学3年生が75.5%と、全国、千葉県を上回っています。

※全国(小学6年生:74.3%、中学3年生:69.9%)、千葉県(小学6年生:74.6%、中学3年生:73.6%)

そのような中、今後、より一層、子どもの読書活動を推進していくためには、

- ・質の高い児童書の拡充
- ・図書館の児童サービスの工夫と拡充
- ・学校図書館の活性化
- ・学校図書館や市立図書館の情報化の推進
- ・学校司書の増員
- ・図書館や学校、公民館が連携した読書活動の推進
- ・子どもの読書活動推進に関わる関係者や関係機関、団体との連携強化
- ・子どもの発達段階に応じた効果的な取組の実施
- ・保護者や子どものまわりにいる大人への子どもの読書活動の啓発

などを関係者や関係機関が連携して、一体的に取り組んでいく必要があります。

④ 司書：図書館法に定められる資格を有し、図書館で図書の保存・整理・閲覧の事務を取り扱う職。また、その人。

第2章 計画の基本的な考え方

国や県の動向や本市のこれまでの取組と課題等を踏まえ、本市の未来を担う子どもたちの読書活動をより推進していくことを目的に、「習志野市子どもの読書活動推進計画」を策定しました。

1 計画の対象

本計画の対象は、『おおむね18歳以下の子ども』と『子どもの読書活動の推進に関わる保護者や教育・福祉・保健関係者等』とします。

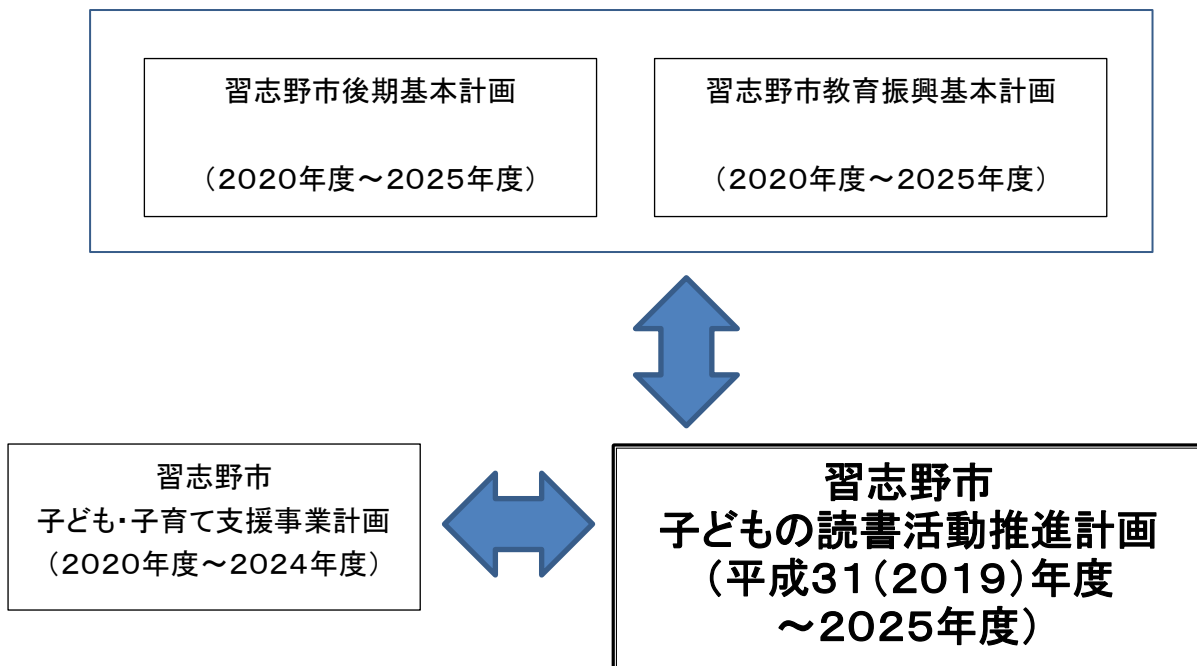
2 計画の期間

本計画の期間は、『平成31(2019)年度から2025年度までの7年間』とします。

3 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第9条第2項の規定に基づき、国の「第四次 子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」で示された「乳幼児期からの子供の発達段階に応じた子供が読書に親しむ活動を推進する」、「子供の読書活動の推進が、家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取り組まれるよう必要な体制を整備する」等の取組の方向性や千葉県「千葉県子どもの読書活動推進計画」の内容等を踏まえた計画とします。

また、これまでの取組と課題を踏まえ、現在策定中の習志野市後期基本計画(2020年度～2025年度)や習志野市教育振興基本計画(2020年度～2025年度)、習志野市子ども・子育て支援事業計画(2020年度～2024年度)にも本計画の内容を反映します。



4 計画の推進

(1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、行政や教育・福祉・保健関係者、保護者、また、地域住民やNPO、ボランティア、事業者等、子どもの読書活動の推進に係るあらゆる主体が連携・協力し、それぞれの役割の中で、各事業の推進に取り組んでいくとともに、関連する他の計画とも連携し、実施します。

(2) 計画の進行管理

○各事業の進捗状況や実績等を「子どもの読書活動推進計画検討委員会・作業部会」等において定期的に点検し、設定した目標や効果が達成できているのか等を分析、評価します。



○各事業の実績や評価結果等を「習志野市教育委員会会議」や「習志野市社会教育委員会会議」に報告し、各事業の改善点や効果的な実施について意見を求めます。



○これらの結果を受け、更なる事業の推進に取り組めます。

○計画期間中における、国・県の計画の変更や社会・生活環境の変化、情報通信技術（以下、「ICT」という）の進展等により、新たに必要とされる事業や見直しを求められる事業等の対応については、柔軟に対応していきます。

5 基本目標

習志野市の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるようになるためには、子どもが生活を過ごす家庭・学校・地域等がそれぞれの読書環境を整備するとともに、そこにいる大人が子どもの読書活動への理解を深め、子ども一人ひとりの発達や読書経験に応じた取組を進めることが重要です。

そこで、本計画では、本市のこれまでの取組と課題等を踏まえつつ、次に掲げる基本目標に基づいて、子どもの読書活動を推進します。

全ての子どもが読書の楽しさを知り、 生きる力を育む読書環境づくり

6 基本方針

基本目標の実現に向け、次の4つを基本方針に、子どもの発達段階や社会・生活環境の変化、ICTの進展等に対応し、様々な施策に取り組みます。

I. 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

子どもが自ら読書を行う習慣を身につけることができるよう、子どもたちの身近な場所で本に親しめる機会の提供と充実を図ります。

II. 地域や学校等における読書環境の充実

子どもたちが暮らす家庭や地域、学校等がそれぞれ読書環境の充実を図ります。

III. 子どもの読書活動への理解や関心の普及

保護者や教師をはじめとする子どものまわりの大人が、子どもの読書活動に対する理解を深め、関心を高めるために、さまざまな普及・啓発活動を実施します。

IV. 読書活動の推進体制の整備

関係機関が相互に連携することで、市全体で読書活動の推進に取り組む体制を整えます。

7 計画の目標値

本計画の目標値を以下のとおり設定します。

－小中学生－

※「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)より

① 読書が好きな子どもの割合

対象	現 状 (2017年度)	目標値 (2025年度)	参考(2017年度)	
			千葉県	全国
小学6年生	80.7%	86.0%	74.6%	74.3%
中学3年生	75.5%	81.0%	73.6%	69.9%

② 普段(月～金曜日)の、1日当たりの読書時間【30分以上】

対象	現 状 (2017年度)	目標値 (2025年度)	参考(2017年度)	
			千葉県	全国
小学6年生	43.0%	48.0%	38.7%	36.5%
中学3年生	31.2%	37.0%	31.4%	29.2%

※学校の授業時間や、教科書、参考書、漫画、雑誌を読んだ時間は除く

③ 学校図書館・学校図書室や地域の図書館の利用回数【月1回以上】

対象	現状 (2017年度)	目標値 (2025年度)	参考(2017年度)	
			千葉県	全国
小学6年生	29.0%	40.0%	35.0%	38.6%
中学3年生	12.2%	20.0%	16.5%	19.4%

※昼休みや放課後、休日に本(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)を読んだり、
借りたりするために利用した回数

－未就学児－

※市内の幼稚園、保育所、こども園の4歳児の保護者へのアンケート結果より

④ 本が好きな保護者の割合

対象	現状(2018年度)	目標値(2025年度)
4歳児の保護者	78.6%	84.0%

⑤ 子どもへの読み聞かせの回数【週1回以上】

対象	現状(2018年度)	目標値(2025年度)
4歳児の保護者	74.6%	80.0%

⑥ 市立図書館で子どもの本を借りる割合【月1冊以上】

対象	現状(2018年度)	目標値(2025年度)
4歳児の保護者	45.6%	51.0%

第3章 計画の実現に向けた取組

基本目標及び基本方針の実現に向けて、次の施策に取り組めます。

《子どもの発達段階に応じた取組》

○幼稚園、保育所等の時期 (おおむね6歳頃まで) 乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり、乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。 さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。	(事業番号・事業名) No.1 本の読み聞かせや家読の推奨 No.2 ブックスタート事業の実施 No.3 子育てハンドブックへの図書館利用案内の掲載 No.4 誕生記念図書館カードの配布 No.5 「えほんのじかん」の実施 No.6 絵本の選び方講座の開催 No.8 絵本コーナーの設置 No.9 おはなし会の実施 No.16 乳幼児の読書の習慣化への取組 No.31 障がいのある子どもの読書活動の支援 No.37 こどもセンター・きらっ子ルームにおける読書環境の充実 No.43 保育所・幼稚園・こども園における読書環境の充実 No.44 子どもが絵本に触れる機会増加への取組 No.64 ブックスタート事業の実施 No.65 こどもセンター・きらっ子ルームに おすすめ絵本リストの設置 No.66 子育てふれあい広場等における啓発 No.67 家庭教育学級等における啓発 No.68 読書指導の充実
○小学生の時期(おおむね6歳から12歳まで) 低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとするようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。 中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。 高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾	(事業番号・事業名) No.10 放課後児童会における読み聞かせの実施 No.11 公民館における図書の貸出し No.12 おはなし会の実施 No.17 児童・生徒への読書の習慣化への取組 No.18 児童・生徒の読書に対する表彰の実施 No.19 図書委員会活動の活性化 No.20 学校司書の活用 No.21 学校おはなし会の実施 No.22 図書館職員によるブックトークの実施 No.23 児童・生徒向け図書館報の発行 No.24 児童・生徒向けブックリストの発行

向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。	No.25 「おはなし会」の開催 No.26 児童向け講座の開催 No.27 読書手帳の配布 No.28 1日図書館員の実施 No.30 子ども司書の検討 No.31 障がいのある子どもの読書活動の支援 No.32 移動図書館の学校への巡回 No.34 出前講座の実施 No.38 放課後児童会における読書環境の充実 No.39 公民館における読書環境の充実 No.45 学校図書館の資料の充実 No.46 学級文庫の充実 No.47 学校図書館のICT化の検討 No.48 学校図書館の効果的な運用 No.49 障がいのある子どもの読書の支援 No.51 学校司書の配置 No.52 団体貸出しの実施 No.53 朝の読書用図書セットの貸出し (No.54 削除済み) No.55 子どもの本の充実 No.56 子ども向けサービスの充実 No.57 展示コーナーの充実 No.58 子ども向け郷土資料コーナーの充実 No.59 子ども向けホームページの充実 No.61 日本語を母国語としない子どもへの支援 No.68 読書指導の充実 No.72 小学1年生入学時の利用登録
○中学生の時期(おおむね12歳から15歳まで) 多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。 自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。	(事業番号・事業名) No.17 児童・生徒への読書の習慣化への取組 No.18 児童・生徒の読書に対する表彰の実施 No.19 図書委員会活動の活性化 No.20 学校司書の活用 No.23 児童・生徒向け図書館報の発行 No.24 児童・生徒向けブックリストの発行 No.29 職場体験の受入れ No.30 子ども司書の検討 No.31 障がいのある子どもの読書活動の支援 No.33 中高生の図書館事業への参加 No.34 出前講座の実施 No.35 学習室を活用した 中高生の図書館利用の促進 No.45 学校図書館の資料の充実

	No.46 学級文庫の充実 No.47 学校図書館のICT化の検討 No.48 学校図書館の効果的な運用 No.49 障がいのある子どもの読書の支援 No.51 学校司書の配置 No.52 団体貸出しの実施 No.53 朝の読書用図書セットの貸出し (No.54 削除済み) No.57 展示コーナーの充実 No.58 子ども向け郷土資料コーナーの充実 No.60 SNSの活用の検討 No.61 日本語を母国語としない子どもへの支援 No.68 読書指導の充実
○高校生の時期(おおむね15歳から18歳まで) 読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。	(事業番号・事業名) No.19 図書委員会活動の活性化 No.20 学校司書の活用 No.31 障がいのある子どもの読書活動の支援 No.33 中高生の図書館事業への参加 No.34 出前講座の実施 No.35 学習室を活用した 中高生の図書館利用の促進 No.45 学校図書館の資料の充実 No.47 学校図書館のICT化の検討 No.48 学校図書館の効果的な運用 No.49 障がいのある子どもの読書の支援 No.52 団体貸出しの実施 No.57 展示コーナーの充実 No.60 SNSの活用の検討 No.61 日本語を母国語としない子どもへの支援 No.68 読書指導の充実

基本方針Ⅰ 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

1 家庭における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

家庭は、子どもが初めて本や物語に触れる場所です。保護者に乳幼児期の読み聞かせの体験や家族で読書を楽しむ「家読(うちどく)^⑤」が、本の好きな子どもを育て、子どもの読書への関心が高まることを理解してもらい、親子で楽しみながら読書をしてもらうことが大切です。

No.	事業	具体的な内容	担当
1	本の読み聞かせや家読の推奨	乳幼児の健康相談や、幼稚園、保育所、こども園、学校、公民館、図書館等において、保護者の方に、子どもへの本の読み聞かせや家族で読書を楽しむ家読(うちどく)について、啓発活動や年齢に適した本の紹介に努めます。	関係各課 各施設
2	ブックスタート事業の実施	赤ちゃんと保護者のふれあいに絵本を役立ててもらえるよう、4か月児健康相談に、絵本と本を持ち運べるコットンバックを配付します。	子育て支援課
3	子育てハンドブックへの図書館利用案内の掲載	子育て家庭の方へ配布している「ならしの子育てハンドブック」に市立図書館の利用案内を掲載します。	子育て支援課
4	誕生記念図書館カードの配布	出生届出時に誕生記念用としてデザインした図書館カードとブックリスト「絵本であかちゃんと楽しいひとときを」を配布します。	図書館
5 拡充	「えほんのじかん」の実施	4歳以下の乳幼児と保護者が一緒に参加できるおはなし会「えほんのじかん」の開催増に努め、親子で本を楽しむとともに子どもへの読み聞かせの理解促進を図ります。	図書館
6	絵本の選び方講座の開催	子どもに読み聞かせをする時に、どんな絵本を選んだらよいかわからないという方を対象に、図書館職員による読み聞かせに適した本の選び方講座を開催します。	図書館
7 拡充	子どもの読書に関する相談サービス	子どもに読ませたい本をさがすお手伝いや、すすめる本の紹介など、図書館職員が子どもの読書に関する相談にお応えします。中央図書館(2020年7月開館)では子どもの読書に関する相談の専用カウンターを設けます。	図書館

^⑤ 「家読(うちどく)」:「家庭読書」の略。読書を通して「家庭の絆づくり」を目的とします。方法に決まりはなく、各家庭でそれぞれ本を楽しんでもらいます。

2 地域における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

家庭や学校、図書館以外で子どもが過ごす場である地域でも、本に触れられる場所があることで、子どもにとって本がより身近なものとなります。公民館等の図書コーナーや事業を通して、暮らしの中の何気ない場所で子どもが読書の楽しみを知るきっかけを提供します。

No.	事業	具体的な内容	担当
8	絵本コーナーの設置	絵本のコーナーを設置します。	こどもセンター きらっ子ルーム
9	おはなし会の実施	職員による読み聞かせやボランティア団体によるおはなし会を実施します。	こどもセンター きらっ子ルーム
10	放課後児童会における読み聞かせの実施	子どもが放課後を過ごす児童会で、読み聞かせを実施します。	児童育成課
11	公民館における図書の貸出し	各公民館の図書室や図書コーナーに子どもの本を揃え、貸出しを行います。	公民館
12	おはなし会の実施	地域ボランティアとの連携により、「おはなし会」を実施します。	公民館
13	地域文庫等の活動場所の提供	地域で文庫活動等の子どもの読書活動をしている団体に、活動場所を提供し、活動を支援します。	公民館
14	地域文庫等への団体貸出しの実施	地域で文庫活動等の子どもの読書活動をしている団体に、本をまとめて長期期間貸し出す団体貸出しを行い、活動を支援します。	図書館
15	「おはなし会のすすめ方講座」の開催	これから地域や学校等でおはなし会を始めようとしている方などを対象にしたおはなし会の仕方についての講座を開催します。	図書館

3 学校・園等における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

さまざまな家庭環境で過ごす子どもの読書活動を推進するには、家庭以外で子ども達が生活のほとんどを過ごす、学校や幼稚園、保育所、こども園での読書指導が重要です。

子ども達が本に興味を持ち、読書の習慣を身に付けられるよう取り組みます。

No.	事業	具体的な内容	担当
16	乳幼児の読書の習慣化への取組	子どもを本に親しませ、本を読む習慣を身に付けさせるために、地域ボランティアと連携しながら発達や興味、季節等に応じた絵本や紙芝居などを用いた読み聞かせやおはなし会を行います。	幼稚園 保育所 こども園
17 拡充	児童・生徒への読書の習慣化への取組	子どもの読書量の増加を図るために、朝読書や図書館の団体貸出を活用した授業に取り組み、教科書以外の本に触れる機会を設け、読書の習慣化に向けた指導を行います。	小・中学校
18 拡充	児童・生徒の読書に対する表彰の実施	読書感想文コンクールでの表彰や各学校の図書委員会による表彰を実施します。 また、図書委員会だけではなく、学校長などが評価していく場を拡充します。	小・中学校
19 拡充	図書委員会活動の活性化	図書委員会の活動を中心にビブリオバトル ^⑥ や読書月間の設定等、読書に対する意欲化に取り組みます。	小・中学校 高校
20 新規	学校司書の活用	学校司書を活用した授業の取組を推進していきます。	小・中学校 高校
21	学校おはなし会の実施	地域ボランティアとの連携により、「学校おはなし会」を実施します。 また、地域の人材をより一層活用した読書活動の推進を検討します。	小学校
22 新規	図書館職員によるブックトーク ^⑦ の実施	図書館の児童担当職員が小学校を訪問し、本の紹介や図書館の利用案内を行うブックトークを行います。	図書館

⑥ ビブリオバトル：発表者たちがおすすめの本の魅力を紹介しあい、参加者の投票でもっとも読みたい本を決めるゲーム。知的書評合戦ともよばれる。

⑦ ブックトーク：特定のテーマや特定の作家などについて、いろいろな分野から複数の本を紹介すること。子どもに新しい分野に興味や関心を引き起こし、読書の動機付けとして効果がある。

4 図書館における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

豊富な蔵書を持つ図書館は、子ども達を豊かな本の世界に誘う場所です。

子ども達が図書館を利用するきっかけをつくり、図書館に来た子どもが楽しい読書経験ができるよう取り組みます。

No.	事業	具体的な内容	担当
23	児童・生徒向け図書館報の発行	毎回テーマの異なるおすすめの本の紹介などをする、対象者別の図書館報「ティーンズレター（中高生向）」、「としょかんはらっぱ4・5・6（小学4・5・6年生向）」、「としょかんはらっぱ（小学1・2・3年生向）」の発行を継続します。児童生徒1人1台タブレットに配信します。	図書館
24	児童・生徒向けブックリストの発行	図書館司書が小中学生にすすめる本を掲載したブックリスト「よんでみて！」を学年別に発行し、市内の全小中学生に配付します。	図書館
25 拡充	「おはなし会」の開催	子どもたちに絵本や物語に親しんでもらうために、絵本の読み聞かせや紙芝居による「おはなし会」の開催増に努めます。	図書館
26 拡充	児童向け講座の開催	図書館を利用するきっかけをつくるために、工作会など、本に関心のない子どもでも参加しやすい講座の開催増に努め、講座に関係した本を紹介するなど、図書館や本に関心を持ってもらいます。	図書館
27	読書手帳の配布	子どもたちが、本を読むことに達成感を感じることで、読書意欲が向上することを目指して、読んだ本を記録できる読書手帳を、市内の全小学生に配付します。	図書館
28	1日図書館員の実施	夏休みを利用して小学生に、貸出・返却・配架等の図書館業務を体験してもらうことで、図書館に親しみを持ってもらいます。	図書館
29	職場体験の受入れ	中学校で行われる職場体験を受け入れし、貸出・返却・配架等の図書館業務を体験してもらうことで、図書館と読書への関心を高めます。	図書館
30 新規	子ども司書の検討	学校や図書館を会場に読書や図書館に関する講義や実習などを開催し、全てのカリキュラムを終了した児童や生徒を「子ども司書 ^⑧ 」として認定する子ども司書事業の実施を検討します。	図書館

⑧ 子ども司書：高学年の児童や中学生などを対象に、図書館の役割や司書の仕事、本の分類の仕方、カウンター業務などさまざまな図書館のことを講義や実習を通じて学び、全てのカリキュラムを終了すると「子ども司書」として認定する事業。

31 拡充	障がいのある子どもの読書活動の支援	障がいのある子どもが、それぞれの興味・能力に合わせた読書活動ができるよう、録音図書、点字図書、LLブック ^⑨ の収集など、図書館と学校が連携して読書のバリアフリー化に努め、障がいのある子どもの読書活動の支援に努めます。	図書館 小・中学校 高校
32	移動図書館の学校への巡回	図書館から離れた地域に住んでいる子どもも図書館の本を利用できるように、近くに図書館がない小学校に移動図書館が巡回し、本の貸出しを行います。	図書館
33 新規	中高生の図書館事業への参加	中高生に図書館に親しみをもってもらえるよう、中高生本人からおすすめの本やイラストを投稿してもらい、中高生向けの図書コーナーに掲示・展示するなど、中高生同士や中高生と図書館のコミュニケーションの場を設けるなど、図書館活動を共に行えるよう、事業を計画し、実施します。 また、学校と連携し、様々な授業とタイアップする中で、中高生からおすすめの本についてのPOPや帯の投稿、学校と図書館の本の交換展示、図書館でのビブリオバトルの開催などを実施し、図書館を中高生にとって、より身近なものにしていきます。	図書館 指導課 中学校 高校
34 新規	出前講座の実施	幼稚園、保育所、こども園、学校の要望に応じて、図書館司書が学校に出向き、図書館の上手な使い方を紹介する、まちづくり出前講座「図書館を使いこなそう」を開催します。	図書館 幼稚園 保育所 こども園 小・中学校 高校
35 新規	学習室を活用した中高生の図書館利用の促進	中央図書館(2020年7月開館)及び新習志野図書館の学習室に、図書館の魅力を紹介する案内を掲示するなど、学習室の利用を目的に来館した中高生を図書館利用に結びつける取組を実施します。	図書館

^⑨ LLブック：文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な人がやさしく読めるように、写真や絵、分かりやすい文章、ピクトグラムなどを用いて内容がわかりやすく書かれている本。

基本方針Ⅱ 地域や学校等における読書環境の充実

1 家庭における読書環境の充実

各家庭で子どもの読書意欲を満たす十分な本を揃えることは困難ですが、図書館を活用することで、図書館の専門職員が選んだ質の高い子ども向けの本を負担無く利用することができます。

No.	事業	具体的な内容	担当
36	図書館利用の推奨	市広報誌や地域の施設、学校、幼稚園、保育所、こども園と連携し、「家読(うちどく)」のために、図書館の本の利用をすすめていきます。	図書館

2 地域における読書環境の充実

子どもが過ごすあらゆる場所に本があることで、子どもは自然に本に慣れていきます。

各施設において、図書コーナーの充実や子どもが本を手に取りやすい環境づくりに取り組みます。

No.	事業	具体的な内容	担当
37	こどもセンター・きらっ子ルームにおける読書環境の充実	図書館のリサイクル本や市民からの寄贈本等を活用して絵本のコーナーの充実を図ります。	こどもセンター きらっ子ルーム
38	放課後児童会における読書環境の充実	図書館のリサイクル本や市民からの寄贈本等を活用して図書コーナーの充実を図ります。	児童育成課
39	公民館における読書環境の充実	図書館のリサイクル本や市民からの寄贈本等を活用して図書室や図書コーナーの充実を図ります。また、子どもが利用しやすいように書架の整理に努めます。	公民館
40 新規	地域における読書施設の情報提供	市内のNPO図書館や民間施設などで行われる読書活動に関する情報を収集し、提供に努めます。	図書館
41	団体貸出し用図書の充実	市内で活動している文庫や読み聞かせグループの円滑な活動を支援するため、利用希望が重なる行事に関する絵本等はできる限り複本で揃えます。	図書館
42	市民からの本の寄贈の受付	市民から子どもが読み終えた本の寄贈を募り、リサイクル本を希望する施設等に配布します。	図書館

3 学校・園における読書環境の充実

学校や幼稚園、保育所、こども園では、子どもの年齢や教育に適した資料を揃えることが大切です。そして、保育士や教職員の手助けを得て始めた読書から、自主的な読書活動へ進めるよう、子どもの成長に沿った環境づくりに取り組みます。

また、社会の情報化やICTの進展に合わせ、子どもが様々な方法で知識や情報を得られるよう、学校図書館の情報環境整備に努めます。

No.	事業	具体的な内容	担当
43	保育所・幼稚園・こども園における読書環境の充実	計画的な図書の購入や保護者からの寄贈を募り、絵本のコーナーや絵本の部屋の充実を図ります。	幼稚園 保育所 こども園
44 拡充	子どもが絵本に触れる機会増加への取組	幼稚園・保育所・こども園等、施設での絵本の貸し出しや、保育の中で図書館を利用するなど、子どもが絵本に触れる機会を増やします。	幼稚園 保育所 こども園
45 拡充	学校図書館の資料の充実	学校図書館図書標準の維持を図りつつ、出版から古くなった本の買い替えを計画的にすすめ、「読書センター」としての機能だけでなく「学習情報センター」としての機能の強化を図ります。	教育総務課 小・中学校 高校
46 新規	学級文庫の充実	図書館の団体貸出しや朝の読書用図書セットを活用するなど、学校と図書館が連携し、学級文庫の充実や新鮮さを保つよう努めます。	図書館 小学校
47 新規	学校図書館のICT化の検討	学校図書館の情報ステーションとしての機能向上を図るため、インターネット環境の整備や蔵書の検索機、インターネットを検索できる情報端末の設置等を検討します。	総合教育センター 小・中学校 高校
48 拡充	学校図書館の効果的な運用	授業において学校図書館を効果的に活用するために、各教科のカリキュラムに沿った学校図書館全体計画を作成します。 また、学校図書館を利用し、本などから情報を得て活用する言語活動 ^⑩ を様々な授業で推進していきます。	小・中学校 高校
49	障がいのある子どもの読書の支援	障がいのある子どもが読書に親しめるよう、一人ひとりに合わせた図書教材を工夫します。	小・中学校 高校
50	読書活動に関する研修会への参加	教職員や保育士を読書指導や読み聞かせの研修会に参加させ、子どもの読書活動への理解促進と知識、技術の向上に努めます。	小・中学校 高校 幼稚園 保育所 こども園

^⑩言語活動：「話す」「聞く」「書く」「読む」といった言語による様々な活動のこと。

51	学校司書の配置	学校図書館の環境を整備し、利用促進を図るため、学校司書の計画的な拡充について検討し、司書教諭・図書主任教師や学校図書館ボランティアと連携しながら、学校図書館を利用し、本などから情報を得て活用する言語活動や教科書関連図書の収集、子どもが本を手にとりやすいような展示の工夫、本の紹介等を行います。	指導課
52 新規	団体貸出しの実施	各施設の読み聞かせや学校の調べ学習などを支援するため、団体貸出しを行います。	図書館
53	朝の読書用図書セットの貸出し	小中学校の朝読書を支援するため、図書館司書が選定した本のセットを貸出します。	図書館

4 図書館における読書環境の充実

図書館は本市の読書活動の拠点として、豊富で質の高い子どもの本を揃え、子どもが読書を楽しめる環境をつくるとともに、子どもや子どもの読書活動に係る人と本を結び付ける支援を行います。

No.	事業	具体的な内容	担当
55	子どもの本の充実	子どもが常に優れた本に囲まれた環境を提供できるよう、図書館の児童サービスの専門知識を有する職員が選書を行い、質の充実を図ります。	図書館
56 拡充	子ども向けサービスの充実	子どもが絵本や図書館に親しむきっかけとなるよう、おはなし会や児童向け講座等の開催増に努めます。	図書館
57	展示コーナーの充実	子どもが数多くの蔵書の中から優れた本と出会うきっかけを作るため、図書館司書が選んだ本を展示するコーナーの充実に努めます。	図書館
58 拡充	子ども向け郷土資料コーナーの充実	子どもたちが自分たちの住んでいる地域について関心を持ち、調べることができるよう、子ども向けの郷土資料の充実に努めます。	図書館
59 拡充	子ども向けホームページの充実	子どもが楽しみながら本を検索できたり、保護者が子ども向けのおすすめの本を検索しやすくなるよう、子ども向けホームページの充実に努めます。	図書館
60 新規	SNSの活用の検討	中高生の読書や図書館への関心を高めるため、本や図書館の魅力、情報を発信する手段として、ツイッター、フェイスブック、ブログなどのSNSの活用を検討します。	図書館
61 拡充	日本語を母国語としない子どもへの支援	日本語を母国語としない子どもでも読書を楽しめるように、より様々な外国語で書かれた子どもの本や日本語を学ぶための本を収集します。 また、国際交流協会と連携しながら、効果的な図書の提供方法等について研究します。	図書館
62 新規	電子図書館の利用の促進	学習環境のデジタル化の進展に合わせ、電子図書館 ^⑪ の利用を促進します。	図書館
63	図書館職員の研修会参加	図書館職員の資質向上のため、千葉県や千葉県公共図書館協会等の主催するスキルアップ研修会等に積極的に参加します。	図書館

^⑪ 電子図書館：自治体等が電子書籍の閲覧サービスを提供している事業者と契約することにより、自治体の図書館に登録している利用者が、一定期間電子書籍を閲覧できるサービス。

基本方針Ⅲ 子どもの読書活動への理解や関心の普及

1 家庭・地域における子どもの読書活動への理解や関心の普及

地域の施設における様々な活動の中に、子どもの読書活動についての啓発活動を取り入れます。

No.	事業	具体的な内容	担当
64	ブックスタート事業の実施	赤ちゃんと保護者のふれあいに絵本を役立ててもらえるよう、4か月児健康相談に、絵本と本を持ち運べるコットンバックを配付します。	子育て支援課
65	こどもセンター・きらっ子ルームにおすすめ絵本リストの設置	絵本のコーナーに図書館が作成したおすすめの絵本のリストを設置し、読み聞かせに向けた絵本を紹介します。	こどもセンター きらっ子ルーム
66	子育てふれあい広場等における啓発	就学前の子どもと保護者に本の読み聞かせに触れるきっかけづくりになるよう、各園で開催する子育てふれあい広場や施設開放等で、絵本の読み聞かせやおすすめの本の紹介をします。	幼稚園 保育所 こども園
67	家庭教育学級等における啓発	育児や子育てについて学ぶ家庭教育学級などで、子どもの読書活動の大切さなどを学ぶ講座を行います。	公民館

2 学校・園における子どもの読書活動への理解や関心の普及

学校や幼稚園、保育所、こども園に子どもを通わせている保護者は、子どもの読書活動の推進に最も関心を持ってもらいやすい方であり、教師や保育士等が積極的に読書指導や啓発活動に取り組みます。

No.	事業	具体的な内容	担当
68	読書指導の充実	授業やカリキュラムの中で、子どもが自主的、自発的に読書を行えるようになるよう、子どもの成長に合わせた読書指導を行います。	小・中学校 高校 幼稚園 保育所 こども園
69	学校だより、園だよりを活用した啓発	学校だよりや園だより等で、保護者に子育てや教育における読書の大切さや、おすすめの本等を紹介します。	小・中学校 高校 幼稚園 保育所 こども園

3 図書館における子どもの読書活動への理解や関心の普及

図書館司書が子どもの読書活動や子どもの本に関する専門知識を活かしてさまざまな啓発活動に取り組みます。

No.	事業	具体的な内容	担当
70	広報や図書館報を活用した啓発	市の広報誌や図書館報等で、子どもの読書活動の大切さについての理解や図書館利用について紹介します。	図書館
71	利用案内の配布・活用	子どもを持つ保護者が利用する窓口や施設等、図書館以外の場所に、図書館の利用案内や読み聞かせのブックリストを配置し、図書館を利用していない方へ周知します。	図書館
72 新規	小学1年生入学時の利用登録	移動図書館の巡回先の小学校で行っている1年生入学時における図書館利用登録の全小学校での実施について、検討します。	図書館
73	講演会や講座の開催	子どもの読書や児童文学に関する講演会や講座を開催して、子どもの読書活動の意義等についての啓発に努めます。	図書館
74	「子ども読書の日」の普及	「子ども読書の日」(4月23日)の普及のために、「子ども読書の日」を冠した事業や、展示等を行います。	図書館

基本方針Ⅳ 読書活動の推進体制の整備

1 子どもの読書活動推進体制の整備

「子どもの読書活動推進計画検討委員会・作業部会」や子どもと子どもの読書活動に係る関係機関等による会議を定期的に開催し、本計画の進行管理や評価、目標値の達成度や効果の検証を行い、各事業の効果的な推進に取り組みます。

また、関係機関との連携強化、地域住民や NPO、ボランティア、事業者等と連携した事業の推進に取り組みます。

No.	事業	具体的な内容	担当
75 新規	子どもの読書活動推進体制の整備	各事業の進捗状況や実績等の進行管理と評価、また、本計画の目標値の達成度や効果の検証を行い、各事業の効果的な推進に取り組みます。 関係機関の連携強化と継続的な情報交換、連絡調整を行います。 また、地域住民や NPO、ボランティア、事業者等と連携した事業の推進に取り組みます。	関係各課 各施設

2 子どもの読書に係る人材の育成

子どもの読書活動の推進を図るため、子どもと子どもの読書に係る人材の育成に取り組みます。

No.	事業	具体的な内容	担当
76 拡充	子どもの読書に係る人材の育成	図書館司書や教職員、保育士等、子どもと子どもの読書活動に係る人は、それぞれの立場で研修等に積極的に参加し、資質の向上に努めます。 また、図書館では市民の読み聞かせボランティア等の養成に取り組みます。	関係各課 各施設

3 資料物流システムの整備

各施設が所蔵する図書資料を相互に有効活用できるよう、施設間の図書資料流通システムの整備を検討します。

No.	事業	具体的な内容	担当
77 拡充	施設間の図書資料流通システムの整備の検討	幼稚園、保育所、こども園、学校、公民館、図書館等の各施設が所蔵する図書資料を相互に有効活用できるよう、施設間の図書資料流通システムの整備を検討します。	関係各課 各施設

【参考資料】

子どもの読書活動の推進に関する法律

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

習志野市子どもの読書活動推進計画検討委員会設置要領

○習志野市子どもの読書活動推進計画検討委員会設置要領

（設置）

第1条 習志野市子どもの読書活動推進計画策定にあたり、庁内連携を図るため関係部署による習志野市子どもの読書活動推進計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（検討委員会）

第2条 検討委員会は、別表第1に定める者をもって組織する。

- 2 検討委員会には、委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は生涯学習部次長を、副委員長は社会教育課長をもって充てる。
- 4 委員長は検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- 6 検討委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

（検討委員会の任務）

第3条 検討委員会の任務は、次に掲げるものとする。

- （1）検討委員会は、習志野市子どもの読書活動推進計画に関し、調査、研究を行い、関係部署の意見調整を図る。
- （2）その他習志野市子どもの読書活動推進計画に関すること。

（作業部会）

第4条 検討委員会の補助組織として作業部会を置く。

- 2 作業部会は、別表第2に定める所属職員をもって組織する。
なお、所属職員については、当該所属長が推薦する者とする。
- 3 作業部会には、会長及び副会長を置く。
- 4 会長は社会教育課長を、副会長は社会教育課管理係長をもって充てる。
- 5 会長は作業部会を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- 7 作業部会は、必要の都度、会長が招集する。

（作業部会の任務）

第5条 作業部会の任務は、次に掲げるものとする。

- （1）作業部会は、習志野市子どもの読書活動推進計画に関し、資料の収集、調査、研究を行い、検討委員会へ報告をする。
- （2）その他習志野市子どもの読書活動推進計画に関すること。

（設置期間）

第6条 検討委員会の設置期間は、習志野市子どもの読書活動推進計画の策定が完了するまでとする。

(資料の提出等)

第7条 委員長は必要に応じて、会議に関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くこと及び関係部署に対して資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第9条 検討委員会の事務局は生涯学習部社会教育課が行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、平成29年3月15日から施行する。
- 2 この要領は、習志野市子どもの読書活動推進計画の策定が完了したときに、その効力を失う。

3【別表第1】

検討委員会

1	生涯学習部次長(委員長)
2	社会教育課長(副委員長)
3	菊田公民館長
4	大久保図書館長
5	教育総務課長
6	学校教育課長
7	指導課長
8	障がい福祉課長
9	こども保育課長
10	子育て支援課長

【別表第2】

作業部会

1	社会教育課長(会長)
2	社会教育課係長(副会長)
3	菊田公民館職員
4	大久保図書館職員
5	教育総務課職員
6	学校教育課職員
7	指導課職員
8	障がい福祉課職員
9	こども保育課職員
10	子育て支援課職員

習志野市子どもの読書活動推進計画推進委員会設置要領

○習志野市子どもの読書活動推進計画推進委員会設置要領

（設置）

第1条 習志野市子どもの読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）の推進及び評価にあたり、庁内連携を図るため、関係部署による習志野市子どもの読書活動推進計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）推進計画に関し、各事業の進捗状況や実績等の点検、評価に関する事項
- （2）その他推進計画に関し必要な事項

（組織等）

第3条 推進委員会は、別表に定める者をもって組織する。

- 2 推進委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は生涯学習部次長を、副委員長は社会教育課長をもって充てる。
- 4 委員長は推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- 6 推進委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

（資料の提出等）

第4条 委員長は必要に応じて、推進委員会の会議に関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くこと及び関係部署に対して資料の提出を求めることができる。

（事務局）

第5条 推進委員会の事務局は生涯学習部社会教育課が行う。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

【別表】

1	生涯学習部次長（委員長）
2	社会教育課長（副委員長）
3	中央公民館長
4	中央図書館長
5	教育総務課長
6	学校教育課長
7	指導課長
8	障がい福祉課長
9	こども保育課長
10	子育て支援課長

子どもの読書活動 関係施設一覧

施設種類	施設数		
	市立	私立	県立
保育所	7園	16園	
幼稚園	6園	4園	
こども園	5園	3園	
小学校	16校		
中学校	7校	1校	
高等学校	1校	1校	2校

施設種類	施設数		
	市立	私立	県立
特別支援学校			1校
こどもセンター きらっ子ルーム	8施設		
公民館	6館		
図書館	4館		

(ア) 保育所・幼稚園・子ども園

① 市立保育所(7園)

名称	所在地
藤崎保育所	藤崎3丁目2番19号
谷津保育所	谷津2丁目20番2号
大久保第二保育所	大久保2丁目7番7号
本大久保第二保育所	本大久保4丁目5番1号
菊田第二保育所	津田沼3丁目11番10号
秋津保育所	秋津3丁目8番1号
谷津南保育所	谷津3丁目1番13号

② 私立保育園(16園)

名称	所在地
かすみ保育園	香澄4丁目1番1号
若松すずみ保育園	東習志野2丁目13番2号
明德そでの保育園	鷺沼1丁目14番16号
アスクかなでのもり保育園	奏の杜2丁目1番1号奏の杜フォルテ2階
アスクかなでのもり第二保育園	奏の杜1丁目3番31号
キッズ☆ガーデン奏の杜園	奏の杜2丁目19番5号
谷津みのり保育園	谷津2丁目5番6号
そらまめ保育園 かなでの杜	奏の杜3丁目14番9号
プレーメン津田沼保育園	津田沼2丁目9番1号
菊田みのり保育園	津田沼4丁目6番6号
COO(ケー)本大久保保育園	本大久保4丁目1番4号
京進のほいくえん HOPPA 津田沼ザ・タワー	谷津1丁目15番22号津田沼ザ・タワー2階
実籾保育園	実籾5丁目11番21号
そらまめ保育園津田沼駅前	谷津7丁目8番1号アーバンビル3階～5階
クニナ奏の杜保育園	奏の杜3丁目10番7号
リトルガーデンインターナショナル新習志野保育園	茜浜2丁目2番1号 Mr.Max 新習志野ショッピングセンター内

③ 市立幼稚園(6園)

名称	所在地
谷津幼稚園	谷津5丁目1番17号
津田沼幼稚園	津田沼4丁目5番1号
向山幼稚園	谷津2丁目16番32号
藤崎幼稚園	藤崎4丁目12番1号
屋敷幼稚園	屋敷2丁目1番1号
大久保東幼稚園	大久保2丁目12番1号

④ 私立幼稚園(4園)

名称	所在地
第一くるみ幼稚園	谷津5丁目20番5号
みもみ幼稚園	実籾3丁目13番15号
習志野みのり幼稚園	藤崎6丁目20番22号
ホーリネス幼稚園	東習志野6丁目10番5号

⑤ 市立こども園(5園)

名称	所在地
東習志野こども園	東習志野3丁目4番1号
杉の子こども園	本大久保2丁目3番15号
袖ヶ浦こども園	袖ヶ浦2丁目5番3号
大久保こども園	泉町3丁目2番1号
新習志野こども園	香澄4丁目6番1号

⑥ 私立こども園(3園)

名称	所在地
みのりつくしこども園	藤崎6丁目6番13号
ブレーメン実花こども園	東習志野6丁目7番2号
幼保連携型認定こども園青葉幼稚園	津田沼3丁目15番20号

(イ) 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校

① 市立小学校(16校)

名称	所在地
津田沼小学校	津田沼4丁目5番2号
大久保小学校	藤崎6丁目9番28号
谷津小学校	谷津5丁目1番32号
鷺沼小学校	鷺沼3丁目1番1号
実籾小学校	実籾1丁目25番1号
大久保東小学校	大久保2丁目12番1号
袖ヶ浦西小学校	袖ヶ浦1丁目1番1号
東習志野小学校	東習志野3丁目4番2号
袖ヶ浦東小学校	袖ヶ浦5丁目11番1号
屋敷小学校	屋敷2丁目1番1号
藤崎小学校	藤崎4丁目12番1号
実花小学校	東習志野6丁目7番2号
向山小学校	谷津2丁目16番32号
秋津小学校	秋津3丁目1番1号
香澄小学校	香澄4丁目6番1号
谷津南小学校	谷津3丁目1番36号

② 市立中学校(7校)

名称	所在地
第一中学校	奏の杜1丁目13番1号
第二中学校	実籾1丁目44番1号
第三中学校	袖ヶ浦4丁目3番1号
第四中学校	東習志野3丁目4番3号
第五中学校	藤崎2丁目3番16号
第六中学校	屋敷2丁目17番7号
第七中学校	香澄6丁目1番1号

③ 私立中学校(1校)

名称	所在地
東邦大学付属東邦中学校	泉町2丁目1番37号

④ 市立高等学校(1校)

名称	所在地
習志野高等学校	東習志野1丁目2番1号

⑤ 県立高等学校(2校)

名称	所在地
津田沼高等学校	秋津5丁目9番1号
実籾高等学校	実籾本郷22番1号

⑥ 私立高等学校(1校)

名称	所在地
東邦大学付属東邦高等学校	泉町2丁目1番37号

⑦ 特別支援学校(1校)

名称	所在地
千葉県立習志野特別支援学校	袖ヶ浦5丁目11番1号 (袖ヶ浦東小学校内)

(ウ) こどもセンター・きらっ子ルーム(8施設) (※私立)

名称	所在地
習志野市こどもセンター(鷺沼)	鷺沼1丁目8番24号
杉の子こども園こどもセンター	本大久保2丁目3番15号
東習志野こども園こどもセンター	東習志野3丁目4番1号
袖ヶ浦こども園こどもセンター	袖ヶ浦2丁目5番3号
新習志野こども園こどもセンター	香澄4丁目6番1号
大久保こども園こどもセンター	泉町3丁目2番1号
※みのりつくしこども園こどもセンター	藤崎6丁目6番13号
きらっ子ルームやつ	谷津5丁目5番3号 ステージエイト1階

(エ) 公民館(6館)

名称	所在地
中央公民館	本大久保3丁目8番19号
菊田公民館	津田沼7丁目9番20号
実花公民館	東習志野6丁目7番2号
袖ヶ浦公民館	袖ヶ浦2丁目5番1号
谷津公民館	谷津4丁目7番10号
新習志野公民館	秋津3丁目6番3号

(オ) 図書館(4館)

名称	所在地
中央図書館	本大久保3丁目8番19号
東習志野図書館	東習志野3丁目1番20号
新習志野図書館	秋津3丁目6番3号
谷津図書館	谷津5丁目16番33号

計画の目標値（7 ページ）「未就学児の目標値設定」における保護者向けアンケート

○調査方法

- ・市立各幼稚園、保育所、こども園の4歳児クラスの全保護者に配付し、各施設を通じて回収
- ・実施時期：平成30年6月29日（金）～平成30年7月12日（木）
- ・配付数：501
- ・回収数：344
- ・回収率：68. 7%
- ・内容

★保護者の方に伺います。

御自身について、以下の質問に当てはまる記号に、○をつけてください。

1. 読書は好きですか。

（ ア. とても好き イ. 好き ウ. 好きではない エ. 嫌い ）

2. どれくらい、子どもに読み聞かせをしますか。

（ ア. 毎日 イ. 週に3～5回 ウ. 週に1～2回 エ. 月に1～2回
オ. まったく読まない ）

3. 市立図書館で、月にどれくらい子どもの本を借りていますか。

（ ア. 5冊以上 イ. 1～5冊 ウ. まったく借りない ）

4. 子どもの読書のために、市立図書館を、利用したことがありますか。
利用したことがある場合、どれくらい利用していますか。

（ ア. 月に5回以上 イ. 月に1～5回 ウ. 利用したことがない ）

御協力ありがとうございました。

習志野市子どもの読書活動推進計画
(平成31(2019)年度～2025年度)

■発行・編集 習志野市教育委員会生涯学習部社会教育課
〒275-8601
習志野市鷺沼2丁目1番1号
電話 047-451-1151(代表)

■施行年月日 平成31年4月1日
令和5年3月31日一部修正